

「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」（公開草案）に関する意見等

平成19年8月13日
社団法人 第二地方銀行協会

・ 全般に関する意見

意見	理由
本実務上の取扱いに基づき、今後各監査法人等において、実際の内部統制監査の対応が進められることとなるが、監査法人等によって企業に求めるレベルに大きな差が生じないように配慮していただきたい。	円滑な制度導入を図るため。
財務諸表監査と内部統制監査との一体的実施により効率的な監査を行うこととされ、監査計画の策定等での対応が示されているが、監査計画における一体的監査のスケジュール感を例示していただきたい。	企業において監査への対応を円滑に行うため。
本公開草案については一般企業向けのものであるが、別途、銀行業向けの取扱いについても示していただきたい。また、その場合はなるべく早期に案を提示していただきたい。	円滑な制度導入を図るため。
実施基準では、「内部統制監査において監査人が意見を表明するに当たって、監査人は自ら、十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに基づいて意見表明することとされており、その限りにおいて、監査人は、企業等から、直接、監査証拠を入手」とされているのに対し、本案（P3）では、「基本的には、監査人は自ら選択したサンプルを用いた試査により、適切な監査証拠を入手して行なうこととなるが、監査人は、経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討及び経営者による作業結果の一部について検討を行った上で、経営者が評価において選択したサンプルの一部として利用することができる」とされているが、実施基準に沿った記載にしていきたい。	原則ダイレクトレポーティングを行うというように読めるため。

・ 個別項目に関する意見

頁	項目(該当箇所)	意見	理由
2	監査アプローチの特性 (3.(2))	「監査人自らが入手した監査証拠」における「監査証拠」とは、具体的にどのような資料を想定しているか例示していただきたい。	企業において効率的な監査への対応を行うため。
43	重要な欠陥に該当するかどうかを検討すべき内部統制の不備 (11.(3))	「取締役会又は監査役若しくは監査委員会による財務報告に係る内部統制に関するモニタリングが有効に機能していない場合」、「内部監査機能やリスク評価機能が有効に機能していない場合」、および「統制環境に不備がある場合」で、重要な欠陥となるのはどのようなケースが想定されるかについて、具体的に例示していただきたい。	重要な欠陥の判断基準を明確にするため。
43	重要な欠陥に該当するかどうかを検討すべき内部統制の不備 (11.(3))	「会計方針の選択適用に関する内部統制」の不備について、不備となる内容を具体的に例示していただきたい。	重要な欠陥の判断基準を明確にするため。

・確認事項

頁	項目(該当箇所)	確認事項
3	財務諸表の表示等を用いた記載 (3.(3))	金融機関における自己資本比率は、重要な指標であり、正確に算出すべきものであるが、財務諸表および注記のデータ以外のデータも利用して算定しているため、監査の対象となる「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等（財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項）」には該当せず、内部統制監査の対象外と理解してよいか。
26	全社的な内部統制の評価の検討 (8.(2))	P25 で「全社的な内部統制の評価（特に整備状況の評価）は、監査プロセスの早い段階で実施することが必要であり、通常、監査計画の一環として実施する」とされている一方、P26 では「決算・財務報告プロセス、業務プロセスに係る内部統制の検証と併せて行うことにより効果的かつ効率的に監査を実施することに留意する」とされているが、どのように理解すればよいか。
31	内部統制の運用評価手続への影響 (8.(4) ウ表)	「往査先の選定」とあるが、本表は経営者評価においても許容される方式として示されたものであることを確認したい。

以上